

【障害者政策委員会ワーキング・セッション : 情報アクセシビリティ】

～教科用特定図書等について～

平成27年5月29日

文部科学省

教科用特定図書等について

< 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 >

目的

教育の機会均等の趣旨にのっとり、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、障害その他の有無にかかわらず児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資する。

教科用特定図書等：教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの。

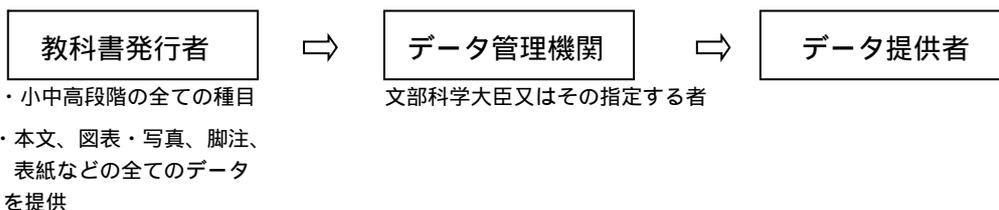
主要内容

教科書発行者は教科書デジタルデータを文部科学大臣等に提供しなければならない。

教科書発行者は、文部科学大臣の定める標準的な規格に適合する教科用特定図書等の発行に努めなければならない。

小中学校の通常学級における教科用特定図書等の無償給与を法定化。

< ボランティア団体等に対する教科書デジタルデータの提供 >



< 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト >

(平成 26 年度から実施、平成 27 年度予算：約 1 億 4 千万円)

発達障害等のある児童生徒が音声教材にアクセスしやすい環境を整えるため、音声教材製作団体を支援。

普及推進会議（全国 5 ブロック）の開催による音声教材等の学校、教育委員会等への周知徹底。

高等学校における拡大教科書の普及促進。

(参考) 拡大教科書、音声教材の発行点数の推移

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	拡大教科書	音声教材								
小学校	81	89	280	67	280	77	280	211	280	261
中学校	99	46	99	61	131	53	131	102	131	144
高等学校	31	2	38	8	45	18	64	24	79	57